税務課納税担当　（2階㉑番窓口）☎939・1066

ふるさとまちづくり応援寄附

◎古市古墳群の世界遺産登録のために
・金1万円
（藤ヶ丘　大川　千吉さん）

◎市民病院充実のために
・金1万円
（藤ヶ丘　大川　千吉さん）

◎文化財保護のために
・金1万円
（藤ヶ丘　大川　千吉さん）

◎まちの魅力をPRする事業のために
・金1万円
（ふじいでら手づくり市）

◎スポーツの振興又は青少年の健全育成に関する事業のために
・金1000円
（林　竹崎　敏江さん）

市への寄贈

・テレホンカード　400枚
（小山　森行　博さん）

善意銀行

◎社会福祉協議会への寄附
・金2万円　（藤井寺婦人体操クラブ）
・金1万7244円
（古河サイクル　エアー箱）
・金1500円
（大井リバーサイド少年野球部）
・金1000円　（よさこい不知火組）

くらしの情報

税

11月は市・府民税第4期の納期月

お近くの金融機関、コンビニエンスストア、郵便局、市役所、支所でお納めください。期限内納付にご協力をお願いします。

口座振替ご利用の方は、預貯金残高を確認してください。

納期限　**第4期**　11月30日(月)
問合先　税務課納税担当

個人事業税

第2期分の納期限は、11月30日(月)です。8月に第1期分と合わせて送付しました第2期分の納付書にて納期限までにお納めください。

※第2期分の納付書が見当たらない場合は、府税事務所へお問い合わせください(口座振替をご利用の場合は、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません)。

※個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるもの(30万円以下のもの)は、コンビニエンスストアで納めることができます。

※納付には、便利で安心・安全な口座振替をご利用ください。

問合先　南河内府税事務所
☎0721・25・1131

年末調整説明会

日時　11月17日(火)　14時～16時
場所　すばるホール　大ホール
（富田林市桜ケ丘町2－8）
内容　年末調整の仕方、給与支払報告書の作成要領
※なるべく電車・バスを利用してください。
問合先　富田林税務署
☎0721・24・3281

富田林税務署から
税を考える週間
11月11日(水)～17日(火)
税に関する情報は国税庁ホームページをご覧ください(「国税庁」で検索)。

保険・年金

国民年金・厚生年金保険の受給者の皆さん 「扶養親族等申告書」は期限までに提出を

老齢を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています(障害年金・遺族年金は課税されません)。

課税対象となる年金を受給されている方[老齢年金の受給額が108万円以上(65歳以上の方は、158万円以上)]には、11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、12月1日(火)の提出期限までに日本年金機構へ必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなることがありますのでご注意ください。

問合先　・ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165
（050から始まる電話からは☎03・6700・1165へ）
・天王寺年金事務所
☎06・6772・7531

行政トピックス
くらしの情報
保険年金
高齢介護
税福祉
環境安全
経済商農
上下水道
各種情報
教育
消費生活
人権
シルミルれぽ～と
向こう三軒両隣！
募集
催し講習会
施設情報
市民病院（HOTほっと）
けんこうガイド
子育てガイド
警察消防
各種相談
バーブル情報
歴史紀行
花クッキング

国民健康保険の給付いろいろ

国民健康保険に加入していると、お医者さんにかかったときの医療費をはじめ、様々な給付が受けられます

●急病など、やむを得ない理由で保険証を医療機関に提示できなかったときや、医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具を装着したとき
◎療養費
一旦全額を支払っても、保険年金課の窓口へ申請し、審査で決定すれば、自己負担分を除いた額が後から払い戻されます。

●海外渡航中の急病やケガにより、やむを得ず海外の医療機関で治療を受けたとき
◎海外療養費
日本国内で治療を受けた場合を標準として決定した額が支給されます。ただし、日本国内で保険適用されていない治療や、治療を目的として海外へ出向き治療を受けた場合は対象外になります。

●医療費が高額になったとき
◎高額療養費
月の初日から末日までの医療費の自己負担額が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。該当された場合は、医療機関などにお支払いをされてから、平均3か月から4か月後に保険年金課から通知を送付しますので、申請の必要はありません。通知が届いてから手続きをしてください。

自己負担額については、
①医療機関ごとに計算
②同じ医療機関でも入院と通院は別計算
③保険適用分が対象
④70歳以上の方と70歳未満の方で計算方法が異なるなど計算方法に注意点があります。

自己負担限度額は、世帯全員の所得で決定されます。世帯全員の所得の申告が出ていない場合、自己負担限度額が正しく判定できないことがありますので申告をお願いします。

入院の場合や、高額な治療・投薬のため通院にかかる支払いが自己負担限度額を超える場合、「限度額適用認定証」を医療機関などで提示していただくことで、窓口での保険適用分の支払いが自己負担限度額までとなります。

必要な方は、保険年金課の窓口で申請し、交付を受けてください。

「限度額適用認定証」などは、申請月の初日から適用されます。申請月の前月以前の分については、遡って適用されませんのでご注意ください。
保険料の納付状況により交付できない場合もあります。

◎高額医療・高額介護合算制度
1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)に支払った医療保険での医療費と、介護保険での介護サービス費の自己負担金を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

●出産したとき
◎出産育児一時金
国民健康保険に加入している方が出産したとき支給されます。妊娠12週以上であれば、死産・流産でも支給されます。

●亡くなったとき
◎葬祭費
国民健康保険に加入している方が亡くなられた場合、葬祭を行った方に支給されます。

●一部負担金の支払いが困難になったとき
◎一部負担金の徴収猶予及び減免制度
医療機関の窓口に支払う一部負担金の支払義務を負う世帯主、又はその世帯に属する国民健康保険に加入される方が、次の①から④に該当し、資産及び能力の活用を図っても、なおその生活が著しく困難で、基準を満たした場合、一時的に一部負担金の徴収猶予及び減免できる場合があります。
①天災などにより死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に甚大な損害を受けたとき
②天災その他これに類する理由により、収入が著しく減少したとき
③事業・業務の休止、廃止又は不振、失業など(定年退職又は自己都合による退職を除く)により、収入が著しく減少したとき
④上記に掲げる事由に類する事由があったとき

国民健康保険の給付に関しては、年齢や家族構成によって、基準額や計算方法が異なる場合がありますので、申請に必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。
問合先　保険年金課国民健康保険担当　（1階②番窓口）　☎939・1177

国民健康保険被保険者証の更新

10月から、国民健康保険被保険者証の色が、薄い茶色から薄い紺色に変わりました。有効期限の過ぎた保険証（薄い茶色）は使用できません。保険証の更新がお済みでない場合は、至急窓口までお越しください。

更新手続きに必要なもの

・身分を証明するもの　・印鑑

・全員分の国民健康保険被保険者証（有効期限が平成27年10月31日までのもの）

※代理の方が来られるときは、世帯主からの委任状・代理の方の身分を証明するもの・代理の方の印鑑も併せてお持ちください。

問合先　保険年金課国民健康保険担当

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、平成27年中に納付した国民年金保険料の納付額を証明する書類です。

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において、全額が社会保険料控除の対象になります。社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、平成27年中に納付したことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されます。この「控除証明書」には、9月30日までの「納付済額」と12月31日までの「見込額」が記載されています。「控除証明書」に記載された金額（見込額を含む）を超えて納付した場合は、その領収書の添付も必要となります。控除証明書や領収書は、申告の時期まで大切に保管しておいてください。

なお、平成27年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、来年の2月上旬に「控除証明書」が送付されます。

問合先　ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル

☎0570・058・555

（050から始まる電話からは☎03・6700・1144へ）

※自動音声案内に従って「3」を押してください。

受付期間　平成27年11月2日（月）～平成28年3月15日（火）

※祝日及び12月29日（火）～平成28年1月3日（日）は利用できません。

受付時間

・月～金曜日　9時～19時

・第2土曜日　9時～17時

11月30日は「年金の日」

厚生労働省では、「国民お一人お一人、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」を利用すると、いつでもご自身の年金記録の確認ができるほか、将来の年金受給見込額の試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）をご覧いただくか天王寺年金事務所までお問い合わせください。

問合先　天王寺年金事務所

☎06・6772・7531

環境・安全

スプレー缶・カセットボンベは不燃・粗大ごみ収集日には出さないで

中身が残ったままのスプレー缶や、カセットボンベが混入したごみ袋をごみ収集車に積み込むと、缶が圧縮されてガスが漏れ、金属の接触などにより発生する火花が引火して、ごみ収集車の中のごみが燃えるなど火災事故につながります。

こうした事故はごみ収集車の焼損だけでなく、周辺の住民や収集作業員に大変危険であり、ごみ収集作業の大幅な遅れにもなります。スプレー缶やカセットボンベなどは、中身を**完全に使い切ってから**、火気の無い風通しの良い屋外で、市販の専用の穴開け器などで穴を開けて、**空カン・空ビン収集日**に出してください。

正しい分別で出すことにより、火災事故を防ぐことになりますので、ご理解ご協力をお願いします。

問合先　清掃課庶務管理担当

野焼き・野積み・不法投棄しない！させない！許さない！

廃棄物の野焼き、崩れそうなほどに廃棄物を積み上げる野積み、そして不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

これらの不適正処理を見付けたら、市町村、大阪府又は警察に通報してください。廃棄物の不適正処理の未然防止と早期解決にご協力ください。

問合先　大阪府産業廃棄物指導課

☎06・6210・9572

FAX 06・6210・9569

11月はエコドライブ推進月間

行楽シーズンで自動車に乗る機会が多くなる11月は「エコドライブ推進月間」です。

急発進・急ブレーキを控えた運転、一定速度での運転、アイドリングストップなど、誰もが簡単にエコドライブに取り組めます。また、燃費の向上で地球と財布にも優しく、安全運転にもつながります。

問合先　大阪府交通環境課自動車排ガス規制・指導グループ

☎06・6210・9587

経済

労働保険

事業主の皆さん、労働保険に入っていますか。労働保険とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、労働者を1人でも雇用している事業主は、必ず労働保険に加入しなければなりません。

問合先

・労災保険制度について

羽曳野労働基準監督署

☎956・7161

・雇用保険制度について

ハローワーク河内柏原

☎972・0081

※大阪労働局のホームページでは、労働保険制度に関する詳しい説明や労働基準監督署、ハローワークの情報を掲載しています。

HP http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp

教育

11月は「こころの再生」府民運動推進月間

「こころの再生」府民運動は、府民一人ひとりが「生命を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、時代や社会が変化しても決して忘れてはならない大切な「5つのこころ」を見詰め直し、「あいさつする」など毎日の暮らしの中でできることを呼び掛けています。

皆さんも、「5つのこころ」「あいさつ」を意識して、アクションを起こしてみませんか。

大切にしたい「5つのこころ」

1. 生命を大切にする
2. 思いやる
3. 感謝する
4. 努力する
5. ルールやマナーを守る

「こころの再生」府民運動

HP http://kokoro-saisei.jp/

問合先　大阪府教育総務企画課

☎06・6944・8042

愛さつOSAKA

上・下水道

水道局の災害への取り組み

水道局では、地震などの災害時に備えて、給水拠点と応急給水箇所を設置しています。

給水拠点として道明寺浄水場、船橋浄水場、野中配水場Ⅰ・Ⅱの4か所を、応急給水箇所として大阪広域水道企業団のあんしん給水栓を市内8か所に位置付け、給水活動を行います。

給水拠点

施設名	住所
道明寺浄水場	道明寺2丁目11番18号
船橋浄水場	船橋町15番1号
野中配水場Ⅰ	藤ヶ丘4丁目20番4号
野中配水場Ⅱ	藤ヶ丘3丁目14番21号

応急給水箇所（あんしん給水栓）

番号	住所
①	川北1丁目
②	大井2丁目4番地先
③	林2丁目1番地先
④	古室3丁目8番地先
⑤	古室3丁目18番地先
⑥	道明寺5丁目1番地先
⑦	野中5丁目10番地先
⑧	野中2丁目5番地先

また、地震に備えて、耐震性のある水道管の新設や更新工事を行っており、市内の水道管の耐震適合率は29.9%です。平成28年度から実施する道明寺浄水場施設更新事業では、配水池の耐震化、浄水施設の更新を行います。

今後も、安全な水道水を安定して皆さんに供給していけるよう努力します。

問合先　水道局施設課施設担当

各種情報

11月は「Sマーク（標準営業約款制度）」の普及登録促進月間

Sマークは、消費者の皆さんが安心してお店を選ぶ目印です。

厚生労働大臣認可の標準営業約款に従って営業している「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」では、店頭にSマークを掲げており、「安心・安全・清潔」を約束する信頼できるお店です。

問合先 （公財）大阪府生活衛生営業指導センター
☎06・6943・5603

クリーンピア21

11月30日(月)まで入会金無料。

○プログラム会員
健美操、エアロビクス、ヨガ、ピラティスなど約40種類以上。11月30日(月)まで500円で体験できます。
※1回限り、要予約、各定員あり

○ジュニアスイミングクラス
11月30日(月)までの入会でスイミングキャップ進呈。無料体験あり（要予約）

○キッズダンス
プロダンサーによる指導。無料体験あり（要予約）。小学1年生から。

申込・問合先 クリーンピア21
☎975・2580

柏原市民総合フェスティバル「かしわら花火」による交通規制

「かしわら花火」開催に伴い、藤井寺市柏原市学校給食センター前堤防道路の、河内橋から石川橋間で、通行止めを含む交通規制が行われます。

日時 11月7日(土)
18時30分～21時(予定)
※荒天の場合は中止(順延なし)

問合先
・柏原市民総合フェスティバル実行委員会（柏原市商工会内）
☎972・0881
・柏原市地域連携支援課
☎971・8305

消費生活知っ得情報 NO.61

身近に潜む危険に注意！ 日常生活の身近な製品による事故情報や相談が寄せられています。

事例

① 電子レンジ庫内の発煙・発火

「電子レンジ庫内の側面から火花が出た」「電子レンジで野菜を加熱していたら野菜から火花が出た」など、電子レンジの発煙や発火などに関する相談が寄せられています。

- こまめに庫内の手入れを行い、汚れた状態で使用しない。
- 取扱説明書をよく読み、食品を加熱しすぎない。
- 万一、庫内で発煙・発火したときは、動作を停止させて電源プラグを抜き、扉を開けずに煙や火が収まるのを待つ。

事例

② 強化ガラス製のなべ蓋が突然破裂した

「鍋で煮物を作っていたら、突然、強化ガラス製の蓋が割れてやけどをした」などの事故が増加しています。強化ガラスは普通のガラスに比べて強度が高く衝撃に強い一方、表面に付いた微細な傷や急激な温度変化がきっかけとなり、突然、細かなひび割れが入って、破損してしまう性質があります。普通のガラスは鋭く刃物のように割れますが、強化ガラスは砕け散ります。

- ガラスを傷つけるおそれのある研磨剤入りのスポンジや金属製のたわし、クレンザーなどは使わない。
- 高いところから落とすなど、衝撃を与えない。
- 急激な温度変化（特に急冷）を与えない。鍋の大きさにあった蓋を使用し、鍋からずらしての使用やコンロの火に近付けて置くことは避ける。高温の状態で水に入れたり、水を掛けたりするのは避け、十分冷えてから洗う。
- 傷や亀裂が入ったものは使用しない。

困ったときはすぐに相談を！
藤井寺市消費生活センター ☎939・1320
月～金曜日（祝日除く）・市役所1階
10時～12時、12時45分～16時